

心身障害者医療費助成制度の対象に 精神障害のある方を追加します

本制度は、一定の障害をお持ちの方の医療費(保険診療分)の自己負担額の一部を助成する制度です。お住まいの市町村から交付される受給資格証を県内の医療機関の窓口で健康保険証等と一緒に提示することで、一定の自己負担額にて受診することができます。

※複数医療機関や県外医療機関を受診された場合、償還払いでの助成になることがあります。

医療費助成の対象者の要件・助成内容・助成開始時期等は市町村によって異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

※既に精神障害のある方への助成を実施している市町村もあります。

	制度対象者の要件等 ※市町村によって下記内容と異なる場合があります
手帳等要件	精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療(精神通院)受給者証の両方を所持 する方 (以下「精神手帳」と「自立(精神)受給者証」と記載します。)
所得等要件	<ul style="list-style-type: none">・老齢福祉年金に準じた所得制限があります。・生活保護の受給者は対象外となります。・65歳以上で初めて精神手帳を所持した場合※は対象外となります。 ※65歳未満で所持していた精神手帳の等級は問いませんが、市町村において申請者が65歳未満で精神手帳を所持していたことを確認できない場合は対象外となります。
自己負担額	保険診療について、疾患の種類に関わらず総医療費の1割部分※(一部負担金の月額上限額まで) ※精神疾患による入院は、入院から3か月を経過した日の属する月の末日までが助成対象 となります。(それ以降は助成対象外) ※入院期間の計算は、医療機関が保険者に医療費を請求する際の「入院起算日」から行います。「精神疾患による入院」かどうかや「入院起算日」については医療機関へご確認ください。
受給資格証の有効期間	毎年7月1日から精神手帳の有効期間の末日もしくは6月30日のいずれか早い日まで ※新規申請の場合など月の途中で受給資格の認定を受けた場合、現物給付の取扱いは翌月1日からとなります。 ※受給資格証の更新申請が必要な場合があります。
留意事項	精神疾患に係る通院は、自立(精神)受給者証に記載の指定医療機関を受診し、自立(精神)受給者証と本制度の受給者証の両方を医療機関の窓口で提示してください。

身体・知的障害のある方の制度変更はありません。

本チラシに関するお問合せ先:岡山県保健医療部健康推進課(TEL:086-226-7330)

※制度内容や申請方法等はお住まいの市町村へお問い合わせ下さい。